

# 議案説明書

総合政策部 市民税課

提出議会：令和5年第2回定例会

## 1 案件名

議案第68号 市長の専決処分事項の承認について（佐野市国民健康保険税条例の改正）

## 2 概要

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)の公布に伴い、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し及び所要の規定を整備する。

## 3 理由及び趣旨、目的、内容等

(1)国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し(第21条)

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げる。

(2) 所要の規定の整備(第21条の2、第22条の2、附則第10項～第12項、附則第15項～第18項、附則第21項～第22項)

対応する法令等の規定の書きぶりとおわせるもの等

## 4 その他の事項

施行日 令和5年4月1日